

○富士吉田市水道事業検針事務の委託に関する規程

令和5年3月24日

水企規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、富士吉田市水道事業（以下「水道事業」という。）における水道メーターの検針に係る事務の委託について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 検針事務 富士吉田市給水条例（昭和33年条例第4号。この条において「条例」という。）第30条の規定による料金算定のための水道メーター（以下「メーター」という。）の検針及びこれに附帯する事務をいう。

(2) 給水装置 条例第3条第2号の給水装置をいう。

(検針事務の委託)

第3条 水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、検針事務を法人又は法人格を有しない団体若しくは個人に委託することができる。

(受託者の資格)

第4条 検針事務の委託を受ける者（以下「受託者」という。）となることができる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1) 市内に住所を有し、若しくは事業所又は事務所を有する者

(2) 保証能力を有すると認められる保証人1名を立てられる者

(3) 年齢18歳以上であり、心身が健全で検針業務を完全に遂行するにあたり十分な意思と能力を有すると認められる者

(4) 破産手続開始の決定を受けていない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得た者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員でない者

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める要件を備えている者

2 受託者が法人である場合は、前項第2号及び第3号の規定は適用しない。

(受託の申込み)

第5条 検針事務の委託を受けようとする者（この条において「申込者」という。）

は、富士吉田市検針事務受託申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 申込者の住民票の写し
- (2) 履歴書
- (3) 証明写真
- (4) 保証人1名の身元保証書（様式第2号）
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 申込者が法人である場合においては、前項第1号、第2号及び第4号の規定は適用しない。ただし、管理者は、法人の登記簿謄本及び定款の提出を求めることができる。

3 申込者が団体である場合においては、第1項第1号及び第2号の規定は適用しない。ただし、管理者は、団体の代表者の住民票の写し及び経歴書、当該団体の規約又は会則並びに役員構成名簿の提出を求めることができる。

(保証人)

第6条 第4条第1項第2号に規定する保証人は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、18歳以上の者
- (2) 市税を完納している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める要件を備えている者

2 保証人の身元保証契約の期間は、委託契約締結の日から5年を超えない範囲内で、検針事務に従事する期間とする。

3 保証人は、受託者が契約の義務を履行しないことによって生ずる損害の責を受託者と連帯して負わなければならない。

(契約の締結)

第7条 管理者は、検針事務を受託者へ委託する場合は、委託契約を締結しなければならない。

(身分証明書の交付及び携帯)

第8条 管理者は、委託契約を締結したときは、受託者の身分を証明するため証明書（様式第3号）を交付しなければならない。

2 受託者は、前号の証明書を常に携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

（検針事務区域の指定）

第9条 管理者は、受託者の検針事務を行う区域（以下「検針地区」という。）を指定するものとする。ただし、特に必要があると認めたときは、検針地区以外の区域を指定することができる。

（検針の方法）

第10条 管理者は、毎月、検針事務に必要な端末機器（この条において「ハンディターミナル」という。）及び検針事務のデータを管理する記憶装置（この条において「メモリーカード」という。）を貸与するものとする。

2 受託者は、前項のハンディターミナル及びメモリーカードの貸与を受けたときは、管理者が定める期間内に検針事務を完了し、速やかにハンディターミナル及びメモリーカードを返却するとともに、管理者に対し、検針事務について報告をしなければならない。

（附帯事務の処理）

第11条 受託者は、次の各号に該当する場合は、速やかに管理者に報告しなければならない。

- （1） 給水装置及びメーターに異常があったとき。
- （2） 使用水量が例月に比し、著しく増減があるとき。
- （3） 漏水を発見したとき。
- （4） 給水装置の修繕等があったとき。
- （5） 使用水量について苦情があったとき。
- （6） 無届出で閉栓又は開栓したとき。
- （7） その他必要があると認めたとき。

（調査）

第12条 管理者は、受託者に対し、定期又は臨時に委託業務について報告又は資料の提出を求めることができる。

(委託料)

第13条 管理者は、受託者が委託業務を遂行した場合は、別表に掲げる委託料を支払うものとする。

(委託料の支払日)

第14条 受託者の委託料の支払日は、受託者の請求を受けた日から30日以内に、受託者へ支払うものとする。

(研修等)

第15条 受託者は、検針事務に関して管理者が行う研修を受け、及び連絡会議等に出席しなければならない。

(受託者の届出義務)

第16条 受託者は、次に掲げる理由が生じたときは、管理者に届け出なければならない。

- (1) 受託者又は保証人の住所、氏名等に変更があったとき。
- (2) 貸与した物品等を損傷又は亡失したとき。
- (3) 前号に定めるもののほか、受託者にこの規程又は契約の履行が不可能な事由が生じたとき。

(受託事務処理不可能な場合の手続)

第17条 受託者が個人の場合において、相当期間受託事務に従事することができない場合は、その理由を付して届け出て、管理者の承認を得なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第18条 受託者は、契約によって生じる受託者の権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、若しくは委託することはできない。

(契約期間等)

第19条 第7条に規定する委託契約の期間は、1年とする。ただし、再契約は妨げない。

2 受託者が契約を解除しようとするときは、原則として1月前までに管理者に申し出なければならない。

(契約の解除)

第20条 管理者は、受託者が次の各号に該当するときは、契約を解除することができ

る。

- (1) 契約に違反したとき。
- (2) 業務上の指示に従わなかったとき。
- (3) 不信行為があったとき、又は水道事業の信用を失墜させる行為があったとき。
- (4) 病気、その他の理由により、検針事務を行うことができないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が受託者として不相当と認めたとき。

(損害額の賠償)

第21条 受託者は、この規程及び契約に違反したとき、又は検針事務に関し管理者に損害を与えたときは、管理者が査定した損害賠償額を指定する期限までに支払わなければならない。ただし、天災その他受託者の責に帰することが適当でないと管理者が認めたときは、この限りでない。

(事務の引継ぎ)

第22条 受託者は、受託契約が満了したとき、又は第20条の規定により契約を解除された場合は、直ちに委託業務に関する一切の業務を管理者又は管理者が指定した者に引継ぎをしなければならない。

2 受託者は、管理者が指定した後任の者（次項において「後任者」という。）に引継ぎをするものとする。

3 前項の引継ぎの際に検針地区を同行した場合は、後任者又は前任の受託者に対して委託料（月額）の2分の1に相当する額を支払うことができる。ただし、引継ぎをする検針地区につき1回限りとする。

(秘密を守る義務)

第23条 受託者は、管理者の許可を得ないで、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託契約解除後も同様とする。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、富士吉田市水道事業検針事務の委託に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

検針委託費	1 件当たり 118円 (税別)
その他	漏水 1 件当たり 177円 (税別) 無届出での水道使用 (盗水) 177円 (税別)

備考

- 1 委託料については、検針した件数に検針委託費を乗じて得た額を支払う事とする。
- 2 検針時に漏水又は無届出の水道使用を発見し管理者に報告した場合は、報告した内容に応じて委託料に加算して支払うこととする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

富士吉田市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

富士吉田市検針事務受託申込書

富士吉田市水道事業検針事務の委託に関する規程第 5 条の規定により、富士吉田市
検針事務の受託をされたく、下記の関係書類を添えて申込みます。

記

添付書類

- (1) 申込者の住民票の写し
- (2) 履歴書
- (3) 証明写真
- (4) 保証人の身元保証書

以上

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

身元保証書

受託申込者

住 所 _____

氏 名 _____

上記の者が検針事務について故意又は過失によって水道事業に損害を及ぼしたときは、解約後であっても必ず本人と連帯の上、損害賠償の責めに任じ、一切ご迷惑をかせません。

富士吉田市長 様

保証人住所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

様式第3号(第8条関係)

証 明 書

No. _____



住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、富士吉田市水道事業検針事務の委託に関する規程に基づく検針事務の受託者であることを証明する。

年 月 日

富士吉田市長

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第8条関係)